

# 公益社団法人 東広島市観光協会個人情報管理規程

## 第1章 総 則

### 第1条（目的）

本規程は、公益社団法人東広島市観光協会（以下、「協会」と呼ぶ。）が事業活動の中で取り扱う当協会内外の個人情報の適切な保護を図るため、当該個人情報の取り扱いについて定めることを目的とする。

### 第2条（個人情報の定義）

本規程において、次の用語の意義は、それぞれ次の通りとする。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号（電話番号、住所、メールアドレスなど）、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）をいう。
- (2) 個人情報データベース 特定の個人情報を、コンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物、又はコンピューターを用いていない場合であっても、ファイルやカルテ、顧客台帳など個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順、作成日順等）に従って整理・分類し、他人によつても容易に検索可能な状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 当協会が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。  
保有個人データ 当協会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の全てを行うことができる権限を有する「個人データ」をいう。
- (4) 情報主体 個人情報によつて識別される本人等特定の個人をいう。

### 第3条（適用の範囲）

本規程は、協会内で取り扱うハガキ、ファクス、コピー等の書面に記載された個人情報及び電子メール、リストデータなどコンピューター処理が可能とされる個人情報について適用する。

## 第2章 個人情報の収集

### 第4条（情報の範囲）

- (1) 個人情報の収集は、協会の正当な事業・活動の範囲内で、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行う。
- (2) 本人から直接その個人情報を取得する場合は、取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合を除き、あらかじめ、その利用目的を明示してこれを行う。

### 第5条（収集方法の制限）

個人情報の収集は、適法かつ公正な手段によつて行うものとする。

## 第3章 個人情報の利用

## 第6条（利用範囲の制限）

個人情報の利用は、原則として利用目的の範囲で行うものとする。

## 第7条（目的内の利用）

利用目的の範囲内で行う個人情報の利用は、次の（1）から（6）までに掲げるいずれかの場合にのみ、これを行うものとする。

- （1） 情報主体が同意を得た場合
- （2） 情報主体が当事者である契約の準備または履行のために必要な場合
- （3） 当協会が従うべき法的義務のために必要な場合
- （4） 情報主体の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合
- （5） 公共の利益の保護または当協会もしくは個人情報の開示の対象となる第三者の、法令に基づく権限行使のために必要な場合
- （6） 情報主体の利益を侵害しない範囲内において、当協会及び個人情報の開示の対象となる第三者その他の当事者の合法的な利益のために必要な場合

## 第8条（目的外の利用）

利用目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合は、書面により通知し、あらかじめ情報主体の同意を得、または利用より前の時点で情報主体に拒絶の機会を与えるなど、情報主体による事前了解の下に行うものとする。

## 第4章 個人情報の提供

### 第9条（提供範囲の制限）

個人情報の提供は、原則として利用目的の範囲内で行うものとし、目的外の提供を行う場合は、収集時に第三者への提供がある旨などを情報主体に書面により通知し、その同意を得なければならない。ただし、次に挙げる場合を除く。

- （1） 法令に基づく場合
- （2） 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （3） 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 第5章 個人情報の管理

### 第10条（個人情報の正確性の確保）

個人情報は、利用目的に応じて必要な範囲内において、正確かつ最新の情報で管理するものとする。

### 第11条（個人情報の利用の安全性の確保）

個人情報への不正なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩などの危険に対して、技術面および組織面において合理的な安全策を講じるものとする。

### 第12条（個人情報の秘密保持に関する従事者の責務）

個人情報の収集、利用および提供に従事する者は、法令の規定または当協会の規程あるいは管理責任者が

指示した事項に従い、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払いつつ業務を行わなければならない。

#### 第13条（個人情報の廃棄処分）

管理責任者は、使用しなくなった個人情報が記載された現物及びそのコピーを破棄するときは、シュレッダーによる裁断、データの抹殺措置、所定の廃棄業者（当協会と機密保持契約を締結している業者）による廃棄措置を行わなければならない。

#### 第14条（個人情報の委託処理）

情報処理を委託するなどのため、個人情報を外部に預託する場合は、十分な個人情報の保護水準を提供する者を選定し、契約などの法律行為により、管理者の指示の順守、個人情報に関する秘密の保持を含む契約を締結しなければならない。

### 第6章 自己情報に関する情報主体の権利

#### 第15条（自己情報に関する権利）

情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じる。また、開示の結果、誤った情報があった場合で、訂正または削除を求められた場合には、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正または削除を行った場合には、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

#### 第16条（自己情報の利用または提供の拒否権）

当協会がすでに保有している個人情報について、情報主体から自己の情報についての利用または第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、公共の利益の保護または当協会もしくは個人情報の開示の対象となる第三者の、法令に基づく権限の行使または義務の履行のために必要な場合はこの限りではない。

### 第7章 組織及び実施責任者

#### 第17条（管理責任者の指名）

本規程を順守し、実践するため、個人情報の管理責任者を指名する。

#### 第18条（管理責任者の義務）

管理責任者は、本規程を理解し、順守するとともに、個人情報の収集、利用、管理、廃棄等の責任を負い、従事者に対して教育訓練及び周知徹底などの措置を行わなければならない。

### 第8章 懲戒処分

#### 第19条（懲戒）

職員が、本規程に違反した場合、就業規則に則り、懲戒を科する。

#### 第20条（損害賠償）

職員が、故意または重大な過失により本規程に違反し、協会に損害を与えたときは、就業規則または関係規定に従い、懲戒に関係なく、別途その損害の全部または一部を賠償させることがある。この賠償は、不当利益返還の義務を免除するものではない。

#### 第21条（電子情報サイトにかかわる管理規定）

電子情報サイトで個人情報を送受信する場合は、別途定める規程（プライバシーポリシー）の範囲内で行うこととする。

#### 第 22 条（規程の所管）

本規程は、事務局が所管する。

#### 附 則

本規程は、平成 23 年 7 月 26 日から施行する。

本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。